

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、委員長が指名した2人の委員とともにこれに署名しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、委員長が指名した2人の委員とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 略</p>

